



桜ヶ丘

学校だより 水沢小学校

十日町市馬場丁1641

TEL 025-758-2014

令和2年度 学校経営の方針

4月18日（土）に予定されていた学習参観、PTA総会が実施できなくなったため、今年度の水沢小学校の学校経営の基本方針を紙面で説明いたします。

令和2年度 学校経営の基本方針

学校を、子どもが安心して学び、成長を実感できる場所にする

1 子どもが「安心して学べる場所」にするために

（1）健康面や安全面に配慮します

昨年度は大きなけがや事故などの発生はなく、施設・設備等の面からも大きな課題は見られなかったことを喜んでいます。

今年度の鍵は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」や「予防」対策の徹底だと考えています。ご案内のように、学校では、市教委からの指導に基づき、様々な取組を進めています。職員とは、「徹底すべきことは徹底する」を合い言葉に、「3密を避ける」ことや「子どもの動きによく目を配ること」を確認し合い、安全に、確実に教育活動が行われるよう力を注いでいます。

ご家庭でも、下校後や休みの日の過ごし方についてお子さんと話し合い、発達段階に合わせて、自分の健康や安全を自分で守る意識と実践力を高めてください。

（2）子どもの心の安定に配慮します



制限された生活はストレスを生みます。運動などによる発散も大切ですし、周囲の人を思いやる気持ちを育てることも大切です。

これまでも繰り返し指導しているところですが、「いじめを生まない」「いじめを見逃さない」ことに全力を注ぎます。「いじめの未然防止と早期発見、即時対応」を実現できるよう、教職員のいじめ防止に対する指導力を高めるとともに、今年度も「振り返りカード」や「おうちで一緒に振り返りカード」を継続し、早期発見に努めます。気になる様子が見られたら、教職員間で情報共有するとともに教育相談を実施し、お子さんの困り感に寄り添っていきます。

また、学校内に、子どもが「楽しい」、「ほっとする」と感じる空間や関係を作り出し、子どもが「自分の居場所」を実感したり、生き生きとしたりできるように工夫します。

2 子どもが「成長を実感できる」ようにするために

(1) 子どもの「自己有用感」を高める取組を大切にします

他者と関わり合い、認め合うことを通して、自分のよさの実感を生み出すことに力を注ぎます。自分の「よいところ」は自分では気付きにくく、周りが認めてやるのが大切です。仲間と力を合わせ、自他を思いやる集団づくりをすることが、その1つの方法です。今年度も学級やたてわりグループでの活動と振り返りを大切にし、お互いに「よいところ」を認め合ったり、「感謝」を伝え合ったりすることを通して、「自己有用感」を高めていきます。

ご家庭でも、お子さんの「よいところ」を具体的に認め、繰り返し「ほめ言葉のシャワー」を浴びせてあげてください。

(2) 学力の向上に努めます

学力の保障は学校の最大の責務です。基礎基本の学習内容の「分かる」「できる」を保障し、学ぶ喜びを実感できるようにします。既習事項の習熟を図るため、「朝学習」や「ぐんぐんタイム」は複数の教職員で指導します。

また、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう、「もの・こと・ひと」と関わりながら追求する学習の実現に全職員で取り組みます。学びの中心は学校ですが、地域に出て学びを広げたり、深めたり、確かめたりすることが、これからの社会を生きていく力を育む上で大切です。外部の方と関わったり、出かけて学んだりすることはしばらく制限もありますが、可能な範囲で実現していきます。



ご家庭では、学習習慣の形成に向け、家庭学習へのご支援をお願いいたします。

3 その他

(1) お子さんと「よい生活習慣」の形成に取り組んでください

早寝・早起き・朝ご飯、メディアコントロール等を推進するため、今年度も「元気アップ習慣」の取組を行います。生活習慣の形成には保護者の皆さんの力が不可欠です。生活習慣は、健康、学習など全てに深く関わります。子ども任せにせず、保護者の皆さんの積極的な関わりをお願いします。

(2) ご理解いただきたいこと

今年度は、「新学習指導要領」の完全実施に合わせ、多くの小学校が通知表の見直しを行っており、その1つに「所見」の記載があります。当校では11月下旬に個別懇談を実施して、学校でのお子さんの様子を丁寧にお伝えしていることから、2学期の通知表については、「所見は記載しない」とことといたしました。その分、学期末の学習指導等の充実に力を注ぎ、学力の向上に努めてまいります。



「いじめ見逃しゼロ」の取組

「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」と言われています。もちろん起きないように最大限の取組を行いますが、大切なことは「いじめ見逃しゼロ」の意識をもって子どもを見守り、適切に対応することです。

いじめやいじめが疑われる案件については、市教委に報告することになっており、当校では、昨年度、2件の報告をあげました。

心配される子ども同士のトラブル等については、子どもからの聞き取りや保護者の皆さんとの情報交換等を進めながら、関係の改善と問題の解決を図っていきます。その際、できるだけ早く関係者から聞き取りをし、事実の確認を行うよう指導を受けています。昨年度は、聞き取りを必要とすることが何件かありましたが、聞き取りの結果行き違いがあることが分かり、子どもたちが安心したり、関係を深めたりできたという例が多くありました。

トラブル等があった場合、学校は解決に向けて次のように対応します。予めご了承ください。

◆教職員間で情報を共有します。

- ・教職員は、トラブルが起きた時やいじめが心配される時は、管理職や生活指導主任に報告し、対応策を協議します。
- ・聞き取り結果等を基に、事実の確認や指導の進め方を共通理解し、子どもと関わっていきます。

◆お子さんから、事実や経緯等を聞き取ります。

- ・できるだけ休み時間、放課後等を使って個別に聞き取りをします。
聞き取りや整合性の確認等に時間がかかり、下校時刻を過ぎることも考えられます。その場合はご家庭に連絡を差上げます。
- ・緊急性がある場合は、授業中に話を聞くこともあります。



◆原則、その日のうちにご家庭に連絡します。

- ・聞き取ったこと、その後の対応等について、各ご家庭に報告・相談します。

「日頃からお子さんと話をする時間をとることが、ちょっとした変化に気付くきっかけになる」と言われます。ご多用のこととは存じますが、お子さんと話を聞く時間を意識的に作っていただければと思います。いじめなどの心配がありましたら、すぐにご相談ください。担任でも他の教職員でも結構です。

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に次のように示されています。また、水沢小学校いじめ防止基本方針は、水沢小学校のホームページに掲載しているのでご参照ください。

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」